

別表2 報酬及び出動手当

消防団員年報酬

職名等		支給額	報酬額（円）
消防団	団 長	年 額	320,000
	副 団 長		244,000
	分 団 長		170,000
	副 分 団 長		125,000
	部 長		103,000
	班 長		90,000
	団 員		83,000
	支 援 団 員		18,000

消防団員が次に掲げる職務に服するときは、当該各号に定める金額を弁償する。

災害出動	1日につき 7,000 円
警戒又は訓練	1日につき 3,000 円
点検業務	1日につき 1,000 円
会議等	1日につき 1,000 円

別表3 貸与品

貸与品の種類	数量	貸与期間	摘要
夏制服	1組	在任期間	団員
冬制服	1組	在任期間	団員
ブラウス	1着	10年	団員（女性）
パンプス	1足	10年	団員（女性）
制帽（夏、冬用）	各1個	在任期間	団員
ネクタイ	1本	在任期間	団員
夏用バンド	1本	在任期間	団員
冬用バンド	1本	10年	団員・支援団員
作業服	2組	6年	団員
	1組	在任期間	支援団員
アポロキャップ	1個	6年	団員
	1個	在任期間	支援団員
編上靴	1足	6年	団員・支援団員
防寒衣	1着	在任期間	団員・支援団員
階級章	2個	6年	団員
	1個	在任期間	支援団員
雨合羽	1個	在任期間	団員・支援団員
ゴム長靴	1足	在任期間	団員・支援団員
分団数章	1個	在任期間	団員

別表 4 災害補償の種類と内容等

療養補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養が必要なとき 公務によりケガや病気にかかった場合は、医師の診察、処置や手術、入院の費用など療養に必要な費用が支給されます。</li> </ul>
休業補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業して給与などの収入が得られないとき 療養のために仕事ができなくなり、給与などの収入が得られないときは、その仕事ができない期間、1日につき補償基礎額の100分の60に相当する額が支給されます。 福祉事業として休業援護金が、原則として補償基礎額の100分の20に相当する額を支給します。</li> </ul>
傷病補償年金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養を開始してから1年6ヶ月を経過しても、その疾病が治らず別に定める傷病等級に該当するとき 負傷や疾病で療養の開始後1年6ヶ月を経過してもその疾病が治らず傷病等級の3級以上に該当する場合、その傷病が継続している期間、算定された年金が支給されます。 福祉事業として疾病特別給付金、疾病特別支給金、奨学援護金、就労保育援護金に要する費用などが支給されます。</li> </ul>
障害補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傷病が治ったが一定の障害が残った場合に、別に定める障害等級に該当するとき 傷病や疾病にかかり、その傷病が治ったが一定の障害が残った場合、その障害の程度に応じて年金（障害等級1～7級）か、一時金（障害等級8～14級）が支給されます。 福祉事業として障害特別支給金・障害特別援護金・障害特別給付金・障害差別特別給付金・外科後処置・補装具・リハビリテーション・アフターケアに要する費用が支給されます。</li> </ul>
介護補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自宅で療養し、介護を受けるとき 傷病等級第2級以上の傷病補償年金又は障害等級第2級以上の障害補償年金を受給する原因となった障害のうち、特定の障害により、介護を要する状態にある者が、介護の費用を支出したときにその費用を限度額まで支給されます。また、親族等から介護を受けたときには定額を支給するものです。 福祉事業として在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業に伴い、必要な費用が支給されます。または、一部が負担されます。</li> </ul>
遺族補償 葬祭補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>・亡くなられたとき 不幸にして亡くなられた場合は、その遺族に対して遺族補償年金か遺族補償一時金が支給されます。また、遺族等が葬祭を行った場合、決められた額が支給されます。 福祉事業として遺族特別支給金、遺族特別援護金、遺族特別給付金が支</li> </ul>

	給されます。
--	--------

自動車等損害見舞金	<p>消防団活動において、団員の方が使用した自家用車（原動機付自転車を含む。）に損害が発生した場合に、その損害に対して見舞金を支給することによって団員の方の経済的負担を軽減することにより、活動環境の整備等を図るための事業です。</p> <p>災害発生時に緊急に自家用車を使用した場合や、平常時にやむを得ず自家用車を消防団活動（活動場所への単なる移動手段として使用する場合を除く。）に直接使用した場合等において生じた損害を対象とし、見舞金の最高の額は修理費の額（3万円以上の額とする。）に依りて、最高10万円まで支給します。</p>
-----------	---

殉職者特別賞じゆつ金制度	<p>消防団員が災害に際し、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行し、そのため死亡又は障害の状態となった場合に、危険の度合いなどの一定の基準によって算出した額（三千万円を限度）が支給されます。</p>
--------------	---

別表5 退職報償金支給額表

(単位：千円)

勤務年数 階級	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年 以上
団 長	239	344	459	594	779	979
副 団 長	229	329	429	534	709	909
分 団 長	219	318	413	513	659	849
副 分 団 長	214	303	388	478	624	809
部長及び班長	204	283	358	438	564	734
団 員	200	264	334	409	519	689

別表6 福祉共済制度の給付内容

区分	事由	給付種別	共済金額(円)	
死亡	公務・公務外	遺族援護金	1,000,000	
	公務	弔慰金	23,000,000	
		保育援護金	1人 250,000	
重度障害 (障害の等級 1級又は2級)	公務・公務外	生活援護金	1,000,000	
	公務	重度障害見舞金	23,000,000	
		保育援護金	1人 250,000	
障害 (障害の等級 3級～12級)	公務・公務外	障 害 見 舞 金	3級又は4級	500,000
		5級又は6級	300,000	
		7級又は8級	180,000	
		9級又は10級	90,000	
		11級又は12級	60,000	
入院	公務・公務外	入院見舞金 7日以上入院で	1日 1,500	

別表7 稲城市消防団組織表



消防団員配置表

(単位 人)

	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	支援団員
団本部	1	2			1	2	121	40
第一分団			1	1	1	2		
第二分団			1	1	1	2		
第三分団			1	1	1	2		
第四分団			1	1	1	2		
第五分団			1	1	1	2		
第六分団			1	1	1	2		
第七分団			1	1	1	2		
第八分団			1	1	1	2		